

一町長 公営住宅の予算について、庫補助五、八千円、都補助二、五五四

千円、町債三、五〇〇千円、これに対する歳出が社会労働施設費の計に上っている。更にはオムツ学校増築費、節の区分に基づいて更ふした。住宅の工事費は起債三、五〇〇千円があれば町ではお分は五〇〇万円足りると思う。

一議長 本件につき、要議の有無と会議に諮り、全令一致を案の通り決定するに付、お分する。

署名議員選挙

一議長 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名するに付、諮り全令一致指名推薦と決定する。

一議長 左記の者を指名し、一名毎に会議に諮り、全令一致決定する。

設 柴 美 知

瀬 古 清 芳

東京府西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

中野七五郎

右会議の顛末を記録し相違ないことを認する為、ここに署名する。

昭和二十九年十一月二十九日

福生町議会

議長

議員

令 令

福生町議会々議録

一 昭和二十九年六月二十九日福生町議会を福生町役場に招集した
一 出席議員は左の通りである

石川武雄	田村政一	森田茂一	井上頼太郎
設楽美知	瀬古清也	貫井伊作	船木甚平
並木竹松	森田幸造	橋本雄一	井梅泰輔
森田誠重	鮎沢美代子	村野茂平	村尾四郎
西村節一	田村利一	高橋多一	

一 会議事件は左の通りである

一日程(才一)(議案才四三三) 福生町税賦課率収条例の一部改正について
一、才二、 才四三三) 昭和二十九年年度福生町歳入歳出更正予算(才一四)
一、才三、 才四三三) 福生町小口事業資金融資条例の一部改正について
一、才四、 才四三三) 福生町農業委員会送答による

委員の定数条例制定について

- 一、才五(才四七号)福生町税外收入督促手数料等生収条例設定につ
- 一、才八(選挙才ニ号)福生町議会常任委員会中

水道委員会委員選挙について

「地方自治法才百二十条の規定により、今議事件説明のため出席を求めた者は九の通りである」

町長 森田幸造

助役 秋山誠一

總務課長 大野忠一

民生課長 橋本孝一

税務課長 貫井茂次

産業課長 高水 求

建設課長 眞田 眞

「本会の書記は左の通りである」

書記 森田 猛 上野 重勝

「議長 田村幾太郎 欠席のため副議長 森田誠重 議長となる」

「議長 (森田誠重) 午後三時三十分開会を宣する」

「() 本日の議事日程を報告する」

日程才一(議案才四三号)福生町税賦課率収條例の一部改訂について

「議長 (森田誠重) 本件を提案する旨を告げる」

書記 朗 読

「助役 地方税法の改正に伴い、それと条文の改訂を必要とする旨説明」

「才四番 (井上頼太郎) 農家の家畜に課税するのは不当と考える」

「議長 (森田誠重) その件は本條例の審議と関係ない」

「才十番 (船木忠平) 町民税の一部都税に移されタバコ消費税が加えられたがバラ

ンスはとれているか

「助役 当初予算編成の時案は出来ていたが議決されなかったのが従来通

り予算編成を了した収入に於ては大差はない

「才十七番 (井梅泰輔) たばこ消費税は福生町の消費について課税されるからパ

チニコ屋等が福生町外から購入しているものは福生町内で購入する

よう指導されたい

「助役 発言の趣旨に沿うよう努める」

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、原案通り決定する旨を告げる。

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、原案通り決定する旨を告げる。

書記朗読

一助役 税法及地方平衡交付金法の改訂に伴い、予算を更へする旨を説明する。

一議長 本件につき、異議の有無を諮り、全会一致、原案決定の旨を告げる。

日程才三(議案才四号) 福生町山口事業資金融資條例の一部改訂について

一議長(森田誠重) 本件につき、提案する旨を告げる。

書記朗読

一助役 翌日の産業委員会の決果、借入口数一人二口以内、保証人は町税五、四以上、一口につき一人以上とした。

四の八
五の四

五の四

五の四

一才士二番(村尾種吉) 利息はどうか。

一助役 金融機関は四銭の利率で町が一銭を負担する。

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原案通り決定する旨を告げる。

日程才四(議案才四号) 福生町農業委員会選挙による

委員の定数、条例制定について

一議長(森田誠重) 本件につき、提案する旨を告げる。

書記朗読

一助役 町の農業委員会の委員について、農業委員会等に関する法律の施行に伴い、条例でその定数を定めることとされた。

改正法によると、委員の任期は三年、都の農業委員は廃止され、農業会議が構成されることになった。原案については、各方向の意見に基づき、その数を決めた。

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原案

通り決定する旨を告げる

日程才五(議案才四七号)福生町税賦課外収入督促手数料等

生収条例の設定について

一議長(森田誠重)本件を提案する旨を告げる

書記朗読

一助役 提案の理由を説明する

一議長(森田誠重)本件につき、異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

日程才六(選挙才三三)福生の常任委員会中

水道委員会委員選挙について

一議長(森田誠重)本選挙は指名推薦により各ブロックより推薦する旨を会議に諮り指名推薦と決定する

一議長(森田誠重)休憩を告げる

休憩 三時五分〜四時五分

一議長(森田誠重)再会を告げる

一議長(令)左の者より各ブロックより推薦されるので一名毎に会議に諮り全会一致決定する

水道委員会委員

森田幸藏 能川地区

森田成一

村野幸平 志茂地区

船木甚平

村尾種吉 本町地区

瀬古清晃

田村利一 福生地区

設楽美知

一議長(森田誠重)委員の互選により左記の通り委員長を代理と決定する旨を告げる

委員長

村尾種吉

令代理

森田誠重

署名議員選挙

議長(森田誠重)

署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する

旨に諮り全会一致指名推薦と決定する

議長(森田誠重)

左の者と指名し一名毎に会議に諮り全会一致で

決定する

村尾四郎

西村 節

田村利一

議長(森田誠重)

福生町議会の閉会を告げる

終了 四時十分

右会議の顛末を記載しその相違ないことを証するためここに

署名する

昭和二十九年八月二十九日

福生町議会

議長

森田誠重

議員

令

令

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
/	/	/	/	x	/	/	x	/	/	/	累	累
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
累	/	x	/	/	/	/	32 ✓	✓	/	/	/	/
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議会

議員名簿

昭和29年8月7日定

臨時協定会

福生町議会議録

昭和三年八月九日福生町議会議を福生町役場に招集した

出席議員は左の通りである

田村政一	石川武雄	森田喜一	井上頼太郎
田村福一	瀬古清蔵	高橋三郎	貫井伊佐
野島 毎	村尾種吉	船木甚平	並木竹松
森田幸蔵	橋本雄一	井梅泰輔	田村幾太郎
點沢美代子	村野衣平	村野盛一	村尾四郎
田村利一	高橋彦市		

一、会議事件は左の通りである

一、日程第一(議案第四号)建物購入について

一、第二(議案第五号)福生町汚物清掃事業手数料条例の一部改正について

一、第三(議案第六号)福生町水道給水条例制定について

一、オ四、オ五上号)寄附受領に關する件

一、オ五、オ五上号)福壽(固定資産評価審査委員改選につき同意を求める件

一、オ六、オ五上号)指定寄附受領に關する件

一、地方自治法オ百三上条の規定により、會議事件説明のため出席を求めた者は左の通りである

町長 森田幸造

助役 秋山誠一

総務課長 大野忠一

民生課長 橋本孝藏

税務課長 賀井花代次

建設課長 眞田 眞

一本会の書記は左の通りである

書記

森田

猛

上野

重勝

一、議長(田村幾太郎)午前五時五分開会を宣する

一、() 本日の議事日程を報告する

日程オ一(議案オ四上号)建物購入につて

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

一、議長(田村幾太郎)本件を提案する旨を告げる

書記

朗読

一、助役登記所設置のため購入する旨の説明

一、議長(田村幾太郎)本件は総務委員会にて審議したのが本議長に

報告させる

一、総務委員長(田村利一)委員会としては建物の所在地、坪数等が適当で

あるのが所有者と話し合決定したのがである

一、オニニ番(村野盛一)購入額の半額は土地の権利金との説明がある

つたが土地所有者に於ては異議があるのみ

一、助役家屋及土地所有の同に話し合がつてあるのがである

町としては八拾参万円にて問題はないのである

一、議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を會議に諮り原案通過の

決定する旨を告げる

四字
消除

日程第三(議案第四号)福生町汚物清掃事業手数料条例の一部改正について
議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書 記 朗 読

議長(田村幾太郎) 本件については厚生委員会にて審議してあるので
委員長長に報告させる

厚生委員長(森田幸蔵) 委員会としては委員会の決定まで三回委
員会を南進し他市町の料金等調査した所適当と
思はれるので決定した

議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定
する旨を告げる

日程第三(議案第五号)福生町水道給水条例制定について

議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書 記 朗 読

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

一町長 水道について現在迄の経過を報告す

一議長(田村幾太郎) 本件については水道委員会にて審議したので
長に報告させる

一水道委員長(村尾種吉) 水道事業を初めてやるのであるが
は決定せず本日の会議に決定されたい

一五番(田村福一) 町営住宅の水道料金はこの条例でやるのみ

一町長 この条例に準じて使用料等を定收したい
一五番(田村福一) 才三十五条の才二項の前項後段とあるが前項後書

と同項の使用実とあるが使用事実等と修正されたい

一町長 その通り修正したい

一五番(田村福一)

議長(田村幾太郎) 才五番議員より発言の修正の異議の有無を会

議に諮り修正する旨を告げる

消字
加字

消字
加字

消字
加字